

労働契約法20条裁判&関西生コン事件報告集

- 日通18条雇い止め判決 東京高裁
- 関西生コン判決報告集会 大阪地裁
- 労働契約法20条裁判 最高裁
- 大阪医大薬科大学事件
- メトロコマース事件
- 郵政裁判 東日本・西日本・佐賀事件
- ユナイテッド不当解雇弁論 東京高裁

新社会党労働運動委員会

権力と一緒に裁判所がやってくる

「例外と原則」

ブレヒト作・戯曲

【あらすじ】

商人は道案内人とクーリ（苦力）を引き連れて、石油の発掘権を手に入れるためにウルガという町をめざし、めちゃくちゃな行程で旅をします。他の商人たちを出しぬいて権利を独占するためです。砂漠の中のテントでの野宿。

あるとき、クーリと案内人が煙草を吸いながら話し込んでいるのを商人は目撃します。商人は二人が報復するかもしれないと邪推し案内人を解雇します。優しい案内人はクーリに水筒を渡し、商人に見つからないようにと言いつつ去って行きます。

こうして、再び苦しい旅が続きます、案内人がいないから旅は迷い迷い水も底をつきます。クーリは水筒を商人に渡そうとしますが、商人は石を持って殴りかかってきたのだと勘違いしクーリを撃ち殺します。そして、クーリの妻の訴えにより裁判が開かれます。案内人はクーリの弁護のため証言します。

もっていたのは石ではなく水筒であったと……。しかし、限界状態において弱いものは強いものに報復するという「原則」！限界状態において弱者が強者に施しをするという「例外」原則はあり例外は認められないと、裁判長は商人の正当防衛による無罪を判決します。弱者と強者、権力は誰のためにあるのか。



労契法18条が雇い止めの武器になるなんて 血も涙もない判決に涙が

2020年10月1日



10月1日13時10分、5月2日の東京地裁の結審から5か月、日通18条雇い止め裁判(伊藤ゆきこ裁判長)の判決があった。裁判所玄関で「不当判決」「労働契約法18条に触れず」の垂れ幕を掲げ、警備員の制止にもめげず地裁正門前の支援者に裁判の不当性を訴えた。支援者から怒りの怒号が響いた。裁判の開廷する1時間前の12時10分から、支援者が押し寄せ、正門前宣伝行動には50名が結集した。ユニオンネットお互いさまの清光さんの司会で進められた。

◆斎藤お互いさま委員長「公正な公平な判決を求めています。東京地裁が労働者の思いに応える判決を願います。皆さんと頑張ります」。

◆川崎日通裁判「日通の無謀な雇い止めは許されません。皆さんのご支援と私たちも頑張ります」。

◆東部労組「現職復帰を求め闘っていることに連帯します。公正な判決を期待します」。

◆JAL 争議団「これまでの不当な判決から公正な判決に皆さんと頑張ります」。

◆小林20条裁判「非常勤講師として働き続け20年以上格差と差別されて来た。最高裁に上告で闘っています。連帯して頑張りましょう」。

◆ユニオン平和「コロナ禍で解雇雇い止めが止まらない。職を失った労働者は30万人を超えている。だからこそ、日通裁判を勝利させないといけない。頑張りましょう」

◆京浜ユニオン「不当な雇い止めに、直ちに裁判をしたことに共感しました。この裁判を勝たないといけない頑張りましょう」

◆原告Oさん「私は労契法18条で雇い止めされました。労働者を守る法律が凶器になってしまった。裁判所は日通の悪意を断罪してください。皆さんと頑張ります。ありがとうございました」。清光さんの音頭で団結ガンバローで法廷に入った。

不当判決後は、隣接する弁護士会館で、弁護士3人の報告。

◆「雇用契約更新が8回あり、7回まで雇用継続が続いた。しかし8回目の雇用契約で「雇い止め」にサインをしたことを裁判長は合法だと判断した。しかし、選択の余地を与えず雇い止めを迫る雇用契約は「拷問でサインさせるのと等しい」と詰めてたが裁判長は聞き入れず、不当判決を出し



た。勿論、高裁に提訴してしっくり返せる条件はある」「雇用の更新を繰り返し、最後の1年を会社はしっかり説明責任を果たしたことを合理的と判断している」「18条ができたのに、契約更新を7回、8回を繰り返し、最後になる8回目に契約更新を打ち切るサインをしたことに鬼の首を取ったように、合理性の決定打に使っている。『全体を見るべき』と反論したが認めなかった。高裁で十分にしっくり返せる。高裁もご支援宜しくお願いします」と挨拶と報告があった。最後は原告Oさん「労契法18条ができたことで、会社は勝手に期日前に雇い止めをすることを決めたことをどうしても許せなくて。18条は有期労働者を守るためにつくられた。逆手に取ることは許されない。同じ境遇の労働者を守るための法律をちゃんとしたい。高裁でもそのことをしっかり主張して勝ちたいと思います。皆さま今後とも宜しくお願いします」と訴えた。



不当判決を糾弾する！ 関西生コン弾圧「大阪ストライキ第2次事件」大阪地裁判決 報告集会

2020年10月12日



10月12日の夜、連合会館(東京)で、関西生コン弾圧「大阪ストライキ第2次事件」大阪地裁判決 報告集会が開かれた。地裁判決は不当なもので、産別労働組合活動を否定した。労使協定を守らない大阪広域協組は免罪にした。こうした権力の横暴を許さないと支援の労働者が駆けつけた。

【開会】 18:30

◆司会(小谷野毅全
日建連帯書記長)

「おさらいしたい。
いろんな事件あり、
関連があるか復習
したい。刑事事件
が8つある。正当
な組合活動をして、
威力業務妨害、強
要未遂、恐喝未遂
名前だけ見れば、
とんでもない事を
やったとイメージ



を与える。しかし、当然の組合活動の範囲(ビラまき、団交、抗議活動)でしかない事を理由に逮捕を続けた。一方、労働委員会事件は大方、組合の主張が認められている。労使協定の中で、生コン価格を引き上げた。当然に運賃値上げするものが拒否をした。抗議でストライキをしたことに不当逮捕、不当労働行為を続けた。2017年から権力弾圧をしてきた。業界と裁判所が結託するような不当な弾圧をしている。

◆一審判決の報告

(太田健義弁護士・関西生コン弁護団)「西山さんの弁護をしている。大阪2時事件の地裁判決は30分。要旨だけで主文はない。「大阪広域協が確約したお金を出さない。組合は金をよこせと要求を恐喝」組合の賃金要求を否定する。主文の2年6月は検察の求刑と同じ。「大声の団交を強烈に阻害」のレッテル張り、悪いイメージを植えつける。労働運動を認めない求刑内容を羅列した。「組合の交渉相手を組合員のいない会社」と決めつける裁判所。産業別労働組合を認めない判決だ。これで終わりではない。裁判官も人の子、大衆的な力をで動きもする。皆さん頑張りましょう。

◆福島瑞穂参議院議員

労働組合を否定した。裁判所の判決は許せません。国会を通して声を上げ、皆さん連帯して頑張ります」。

◆判決コメント

(宮里邦雄弁護士・全日建顧問弁護団)

「労働組合の弾圧は、労働組合の正当性で判断される。「裁判所は関西生コンの労働組合活動を認めない」と切り捨てた。労働組合の行為を認めない。対象企業に組合員がいないと決めつける。産別運動を認めない。企業を横断的に組織運動をする産業別労働組合を否定した今回の判決だ」。

◆連帯挨拶

□松永英樹さん(全港湾委員長)「

私たちも産業別運動をしている。産別運動が否定されると私たちも影響を受ける。「18 春闘から独禁法に抵触する」と賃上げを拒否する日本港湾協会。中労委に斡旋するもの日港協は拒否。正しく産別運動の強化で連帯します」。

□藤本泰生成さん(平和フォーラム共同代表・関西生コンを支援する会共同代表)

「敗戦で GHQ による民主化が進むが、政治も経済も大きく変わった。労働者は働いて生活する。だから労働組合は平和を愛する。今、気に入らない者を切り捨てる動きがある。戦前に戻す自民党政権。関西生コン攻撃、学術会議の人事介入も元は同じだ。平和フォーラムは最後まで関西生コン事件の解決を応援します」。

◆閉会挨拶

菊池進全日建連帯委員長)

「全国で支援する会が作られ、署名も集まっている。まだまだ関西生コン事件を知らない人も多くいます。もっと支援を広げます。大阪地裁判決を糾弾します。皆さんの支援で頑張ります。ありがとうございました」。

◆関西生コン事件の進行予定

□ 12 月 17 日、加茂第 1 事件判決

□ 12 月 21 日 報告集会



高裁判決も覆す 不当判決 非正規はいくら頑張っても正規になれない 格差容認判決

2020年10月13日

10月13日、二つの最高裁判決があった。

■大阪医科薬科大学事件 13時30分



「非正規に賞与なし不合理な格差と言えない」 上告棄却不当判決！

非正規の労働者が正規の労働者と同じ仕事をしているのにボーナスが支給されないのは不当だと大学のアルバイト職員が訴えた裁判の判決で、最高裁判所は、「ボーナスが支給されないことは不合理な格差とまではいえない」とする不当な判断をした。大阪医科大学で秘書のアルバイトをしていた女性は、正規の職員と仕事の内容が同じなのにボーナスが支給されないのは不当だとして大学側に賠償を求めた。1審は女性の訴えを退けた、2審の大阪高等裁判所は不合理な格差で違法だと判断した。正規ボーナスの60%にあたる金額を賠償するよう命じ、大学側と双方が上告した。13日の判決は、最高裁判所第3小法廷(宮崎裕子裁判長)は「正規の職員は業務内容の難易度が高く、人材の育成や活用で人事異動もある。正職員の職務を遂行できる人材を確保し定着する目的でボーナスが支給される。アルバイトは業務内容はやさしいと切り捨てた。」「ボーナスが支給されないことは不合理な格差とまではいえない」として、2審の判決を退け、有給休暇についての訴え以外は退けた。一方でボーナスについても不合理な格差と認められる場合には、違法と判断することもあるとし、ケースごとに検討すべきだとしました。

【原告の声】

「私たちを見捨てた判決」。最高裁判所は、私たち非正規を見捨てた。国の政策として、同一労働同一賃金が少しずつ進んできているのに、そこに水をさす不当な判決に残念でなりません」と話した。

【大阪医科薬科大学コメント】

「最高裁で取り上げられた争点について、大学の人事制度を適正に評価していただいたと受け止めています。今後も適法な労働条件の維持に努めていきます」と差別を肯定するコメントを出した。



■メトロコマース事件 15時00分

「非正規社員の退職金不支給 不合理な格差にない」
上告棄却不当判決！非正規の契約社員が正社員と同じ仕事をしていたのに退職金が支給されないのは不当だとして、元契約社員らが訴えた裁判。「退職金を支給しないことは不合理な格差に当たらない」とする不当な判断をした。メトロコマースの契約社員らは、駅の売店で正社員と同じ業務をしていたのに退職金などが支給されないのは違法と訴えた。2 審の東京高等裁判所は、退職金を支給しないのは不合理な格差で違法と判断。正社員の退職金の 4 分の 1 の支払いを命じ、契約社員と会社の双方が上告した。13 日の判決で、最高裁判所第 3 小法廷(林景一裁判長)は「退職金は労務の対価の後払いや続けて勤務したことに対する功労の性質もある。正社員は複数の売店を統括し、サポートやトラブル処理などに従事する。契約社員は売店業務に専従。非正規社員は配置転換も命じられない」と決めつけた。そのうえで、「退職金を支給しないことは不合理な格差に当たらない」とする判断を示し、2 審の判決を変更し、一部の手当てについての訴えは認めた。退職金についての訴えは退けた。一方で、判決では退職金についても不合理な格差と認められる場合には、違法と判断することもありうるとし、ケースごとに検討すべきだと逃げた。



◆メトロコマース分会は、「判決内容を確認した上で適切に対応する」とコメントした。

【最高裁判決の1日】

大阪医科薬科大学とメトロコマースの組合員は、最高裁判決に先立ち「公正な判決を求める応援する女たちのアクション」を12時10分から最高裁南門前で取り組んだ。報道関係者、支援者がたむけかける中、大阪医科薬科大学、メトロコマースの原告5人が公正な判決を求める訴えをマイクを握り裁判所に呼びかけた。

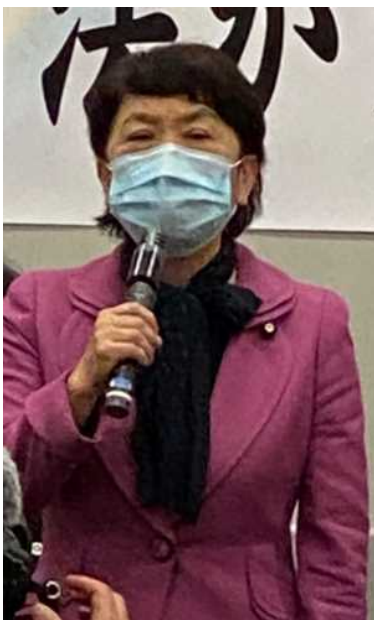
◆大阪医科薬科大学最高裁判決 13時30分

13時30分に出された「上告棄却の不当判決」。13時40分、弁護士が掲げる「不当判決」の垂れ幕に支援者のどよめきが起った。原告も述べるように「非正規雇用者2100万人の願いを粉々にした」と裁判所前は怒りが充満、最高裁に抗議の声を突き刺した。

◆メトロコマース最高裁判決 15時00分

15時10分、原告に続いて弁護士が垂れ幕を持って退廷してきた。大阪医科薬科大学判決に続いて、上告棄却の不当判決が再び出された。原告と支援者が最高裁に向けて「不当判決」のシュプレヒコールをした。

【報告会】17:50参議院議員会館



非正規差別撤廃「私たちはあきらめない！司法が変われば社会が変わる」の大書きした横幕を貼り出された。

◆開会 滝沢かおり弁護士(司会)

福島瑞穂参議院議員(社民)の挨拶。「同一労働同一賃金」を為し得るために労契法 20 条ができた。非正規の 70%が女性。労働契約法を生かし、差別撤廃に頑張りましょう」。

◆大阪医科薬科大学弁護団

「コロナで最初に切られるのが非正規。裁判所は、格差是正を認めなかった。高裁判決さえ後退させた。長澤運輸、ハマキョウレックスの最高裁判決をも後退した。「登用試験がある」からと格差は縛っていない。不合理を否定した。正規と非正規との均衡が取れないことに最高裁は答えない。世間の格差を裁判所は見ないで逃げている。私たちは逃げずに頑張っていきたい」。

◆大阪医科大原告

「最高裁がどのように判断するのか不安だった。せっかく大阪高裁で賞与が 40%定められたのにゼロにした。裁判所は 2100 万人の非正規を見捨てた。裁判所ってなんだろう。安倍首相が『同一労働同一賃金』の働き方改革はなんだったのか。安倍さんこそ証人に立ってほしかった。6 年の裁判闘争で賞与がゼロになった。悔しいです。私の闘いをステップに非正規に光を与えたい。ありがとうございました」。

◆メトロコマース弁護団

「高裁が認めた賞与 1 / 4 が切られ、地裁判決に戻ってしまったようだ。最高裁はゼロにした。10 年働いてもゼロ。正規なら 10 年に満たなくても貰える。おかしい部分を裁判所は答えない。明確にしない。労契法 20 条の意味を無くした判決だったと追及した」。

◆メトロ原告 A さん

「高裁判決で、賞与の 1 / 4 を認めたが、その格差もゼロにした。格差を知らない裁判所だった。

◆メトロ原告 B さん

「最高裁は人権の最後の砦だった。それがダメになった。裁判所は会社の方だけを見ている。

◆メトロ原告 C さん

「最高裁でこんな屈辱を浴びることは辛いです。判決はこれで終わりじゃない。頑張りますから。

◆メトロ原告 D さん

「覆すことができると思い頑張ってきた。悔しいです。差別されている事が、退職しからたくさん知らされる。現職時の差別が生活の重荷になっている。今日は励ましのメールが多く届いた。コロナで生活の厳しさが共通の思い持てる。裁判が 1 年 7 か月待たされたのにこの判決。負けられません。頑張ります。皆さんありがとうございました」。

◆日巻郵政労働者ユニオン委員長

「私とも最高裁判決が 15 日に行われる。郵政の 18 万人(48%)が非正規です。メトロの闘いに学び、一步で前進する判決を勝ち取ります。皆さんと頑張りましょう」。

◆最後は山添拓参議院議員(共産)が駆けつけ連帯の挨拶がされ、報告会は閉会した。



郵政20条裁判（東・西・佐賀）

2020年10月15日

「非正規差別 NO! 格差是正 YES!」 郵政労契法東西 20 条裁判+佐賀事件が 10 月 15 日(15 時 00 分)、最高裁判決(山口厚裁判長)の日を迎えた。13 日にあった「大阪医大・メトロコマースの不当判決」の悔しいさを跳ね返す思いで、原告、組合員、支援者が最高裁南門に集まった。

■ 10 月 15 日の行動

- ① 13 時 30 分 南門 最高裁事前集会
- ② 15 時 00 分 第 1 小法廷 最高裁判決
- ③ 判決終了後 正門 判決報告集会
- ④ 16 時 30 分 衆 1 議会館 報告集会

【事前宣伝行動】

13 時 30 分

■ 上平書記長

「本日はお集まりいただきありがとうございます。良い判決を勝ち取るために頑張ります。」

■ 日巻委員長

「判決の日を迎えました。多くの支援の皆さまの期待に応える良い判決を勝ち取りたいです。今日 1 日の行動よろしくお願ひします」。

原告 A さん

「この日を迎えた。すべての非正規のために勝ちます」

原告 B さん

「労働者の 40%が非正規です。負ける訳にはいきません。一筋の光をつかみます」。

原告 C さん

「6 年半の闘いだっただ。まだまだ続きますが頑張ります」。

原告 D さん

「長かったかようで短かった。闘い抜いた。その分を今日の判決にぶつける。勝負で勝つ」。

原告 E さん

「頑張り抜きました。だからこそ判決で勝ちました。ご支援ありがとうございます」。

■ 原告団は裁判所正面から最高裁小法廷に入った。判決は 15 時 00 分。



【判決後の裁判所前報告会】

最近の裁判では画期的な勝利

郵政 20 条裁判は、勝利判決になった。15:30、最高裁正面玄関前に「勝利判決の旗だし」示されると大歓声と万来の拍手と報道人のフラッシュが光輝いた。早速、弁護士、原告のインタビューには、固唾を飲んで聞いた。原告の喜びは高揚した。「後は賞与、退職金だ」声高く訴えた。このあと、衆議院第 1 議員会館に場所を移して、16:50 から報告集会を開いた。国会議員、支援団体をはじめ、弁護士、原告から喜びの挨拶が続いた。司会者から、同じ時間に別会議で記者会見が行われいと

報告された。多くの報告から喜びと闘いの勝利だと話された。そして共通の思いと課題として、賞与、退職金を勝ち取ることが最大の目標だと確認もできた集会になった。

◆弁護士報告

「今日は最高裁で受理された、全ての労働条件について労働者側が勝利する判決になった。これは本当に画期的な勝利です。すでに高裁段階で達成している住宅手当とあわせて非正規の格差是正の運動を大きく進めた判決になった。大阪高裁では否定された扶養手当が認められた。多くの非正規の人たちに広がる影響は大きい。皆さんご支援ありがとうございました」。

原告Aさん

「皆さんの温かい支援で勝つことができました。本当にありがとうございました」

原告Bさん

「私は有給の病気休暇は絶対必要だと思っています。今回認められ嬉しいです。安心して暮らせる社会が必ず来るとの思いで頑張ってきました。皆さまありがとうございました」

原告Cさん

「今、育っている子どもたちの未来を安心させたい。その思い出やってきた。裁判結果は大変嬉しいです。ありがとうございました」

原告Dさん

「裁判所が物ではなく、人間として扱ってくれた。感謝するとともに皆さんの支援にも喜びでいっぱいです」

原告Eさん

「勤続23年の最長者です。正社員になれなくていましたが、少しでも生活改善のできる結果に感謝です。ありがとうございました」

原告Fさん

「年末手当が正社員と同じ働きでもでない、どうして？の思いで頑張って6年半かかりましたが、やっと実現した。更に変えなければと思うところは沢山ありますが、会社側がしっかり動いてくれるように頑張りたい」。

【議員会館報告会】16:50 郵政ユニオン書記長の司会で始まった。

◆嘉門郵政ユニオン副委員長

「この場所で裁判報告できることに感激している。この裁判に取り組んだきた東西弁護士、組合員と支援者にお礼を言いたい。154 人が裁判で闘って来た。大きな一歩、到達点でない賞与、退職金こそ最大の目標です。頑張ります。ありがとうございました」。

◆梅田弁護士

「二日前のメトロ、大阪医大裁判を見ると不安もあったが、最高裁判決の主文のはじめに「会社の上告を棄却する」で胸を撫で下ろした」。

【激励挨拶】

①伊藤学議員②山添拓議員③福島瑞穂議員④渡邊全労協議長⑤竹信三恵子さん⑥大阪医大原告⑦メトロコマース原告が挨拶した。報告集会には 114 名が参加した。



郵政契約法20条裁判 地裁・高裁 東西最高裁判決						
手当・休暇	東京地裁	大阪地裁	東京高裁	大阪高裁	東最高裁	西最高裁
裁判判決日	17.9.14	18.2.21	18.12.13	18.2.21	20.10.15	20.10.15
住居手当	6割支給	10割支給	10割支給	10割支給	○	○
年末年始勤務手当	8割支給	10割支給	10割支給	10割(5)	○	○
扶養手当	請求せず	10割支給	請求せず	×	請求せず	○
夏季・冬期休暇	○	請求せず	○	○(5)	○	○
有給の病気休暇	○	請求せず	○	○(5)	○	○
早出勤務等手当	×	×	×	×	○	○
祝日給	×	×	×	○(5)	○	○
夜間特別勤務手当	×	請求せず	×	請求せず	○	請求せず
夏季年末手当(賞与)	×	×	×	×	×	×
外務業務手当	×	×	×	×	×	×
業務精通手当	×	×	×	×	×	×
※大阪高裁にある(5)は、契約期間が通算5年を超える契約社員						

ユナイテッド不当解雇裁判 (東京高裁) 原職復帰を

2020年10月19日



10月19日15時30分ユナイテッド航空解雇裁判控訴審第3回口頭弁論があった。コロナ禍で第2回弁論から8か月ぶりの開廷になった。14時30分になると高裁前で宣伝行動が行われた。降りしきる雨にもかかわらず100人の支援者で歩道サイドを埋めた。支援組合、当事者、弁論団(萩尾、指宿さん)が続いて激励と決意が述べた。千田原告の裁判勝利を誓う団結ガンバローで入廷した。コロナで傍聴制限もあったが、15時30分に開廷した。準備書面が原告3通被告2通が出されていた。原告から陳述の希望を申し入れ、受諾された。次の口頭弁論で原告吉良さん40分、被告40分の陳述が行われる。◆次の第4回口頭弁論日程は、1月29日(金)15時～16時30分(825号法廷)

